別表十（五）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第59条の３第１項（特許権等の譲渡等による所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「所得基準額（(2)－(3)－(4)－(5)－(6)－(7)－(10)又は(別表十(五)付表二「９」若しくは「16」)（マイナスの場合は０）(11)」の欄は、当該法人が通算法人である場合（当該事業年度が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度である場合に限る。）には「(2)－(3)－(4)－(5)－(6)－(7)－(10)又は」を消し、その他の場合には「又は(別表十(五)付表二「９」若しくは「16」)」を消すこと。

3　「(14)×(24)又は(14)（マイナスの場合は０）(16)」の欄は、租税特別措置法第59条の３第１項第１号イに掲げる場合には「又は(14)」を消し、その他の場合には「(14)×(24)又は」を消すこと。

4　「個別繰越損失控除額(15)又は(別表十(五)付表一「23」)）×$\frac{(16)}{(16\text{の計})}$(17)」の欄は、租税特別措置法第59条の３第１項第１号イに掲げる場合には「又は(別表十(五)付表一「23」)」を消し、その他の場合には「(15)又は」を消すこと。

5　「(19)のうち特許権譲受等取引によつて生じた金額　(20)」及び「(26)のうち特許権譲受等取引によつて生じた金額　(27)」の各欄の内書には、当該各欄に記載する金額のうち当該法人に係る関連者（租税特別措置法第59条の３第２項第１号に規定する関連者をいう。以下この号において同じ。）との間で行つた同項第５号イに規定する特許権譲受等取引（同条第６項の規定により当該法人に係る関連者との間で行われた同号イに規定する特許権譲受等取引とみなされたものを含む。）に係る金額を記載すること。

6　「特許権譲渡等所得減少規定」の欄は、租税特別措置法施行規則第21条の17の２第19項第２号（特許権等の譲渡等による所得の課税の特例）に規定する特許権譲渡等所得減少規定のうち同項第１号に規定する適用事業年度等において適用を受けた規定の条項をその適用を受けた事業年度別に記載すること。